

「南アフリカ共和国に関するアメリカ国務長官諮問委員会報告書」の紹介(特集 南部アフリカ)

著者	林 晃史
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アフリカレポート
発行年	1987-03
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00008756

南アフリカ共和国に関する

アメリカ国務長官諮問委員会報告書

の紹介

●林 晃史

はじめに

1987年1月末、ひとつの諮問委員会報告書がシュルツ国務長官に提出された。「南アフリカ共和国に関するアメリカ国務長官諮問委員会報告書」と題された、この報告書の勧告は、「建設的関与」というレーガン大統領のこれまでの対南アフリカ共和国（以下、南ア）政策に対して大きく方向転換を迫るものであり、きわめて重要な資料といえる。

以下、まず上記諮問委員会設立から報告書提出に至るまでの経緯について述べよう。

南ア政府の非常事態宣言発令（1985年7月）直後の9月、レーガン大統領は南アに対するアメリカの政策見直しを図る大統領命令を出し、それに基づいて12月シュルツ国務長官は12名の著名人から成る諮問委員会を設置した。その委員は、F・T・ケアリー、W・T・コールマンJr.を共同議長として、G・Bベル、O・F・ビーバー、J・R・デレンバック、L・S・イーグルバーガー、T・S・ヒーリー、V・E・ジョーダン、H・L・カプラン、R・B・スミス、L・H・サリバン、F・A・トーマスであった。

同委員会は翌1986年会合を重ね、かつ南アを訪問して各方面から事情を聴取、さらに討議を重ねた後、87年1月に45ページから成る報告書を提出した。

ただし勧告に関しては委員全員の合意を見ず、委員のうち2名は勧告をさらに追加し、3名は別の勧告を行なった。

報告書の構成は、序論、調査結果および勧告、その背景、追加の意見と別の勧告の3部から成っている。以下、その背景の部分を除き、委員全員の共通認識、マジョリティ勧告そしてマイノリティ勧告の順にその骨子を紹介しよう。

1 委員全員の共通認識

- (1) レーガン政権のこれまでの「建設的関与」政策は失敗した。
- (2) 経済制裁の効果に関するアメリカ国内の議論は、1986年の「全面的反アパルトヘイト法」の採択によって決着した。
- (3) 次の段階として、西側諸国（アメリカ、イギリス、カナダ、西ドイツ、フランス、日本、イスラエル）共同の制裁を実施すべきである。
- (4) レーガン政権のアンゴラ反政府組織UNITAに対する軍事援助は、南ア黒人との関係を悪化させた。
- (5) 今後、フロントライン諸国への開発援助を強化すべきである。
- (6) アメリカ政府は、ANCのような南ア反政府組織と接触を深めなければならない。
- (7) アメリカ政府は、根本的変革のないこれまでの南ア政府の「改革」を認めてはならない。

(8) COSATUのように、上からではなく下から創られた独立労働組合運動に注目しなければならぬ。

以上の共通認識にもかかわらず、経済制裁を強化するか否かで、勧告は二つに分かれた。

2 マジョリティ報告書の勧告

西側諸国と共同して多面的制裁を強化していくべきであるとするマジョリティグループは、同時に、南ア政府とアフリカ人代表グループとの交渉の緊急性を指摘し、その具体的行動計画を勧告した。

- (1) 南ア政府と、人種差別のない民主的政治体制を目指す多数アフリカ人代表者たちとの「誠意ある」交渉が緊急に必要である。
- (2) その交渉は、多数アフリカ人の政治的権利と経済的機会を保証すると同時に、少数白人の将来の保証も含まなければならない。
- (3) 南ア政府は交渉前に、ネルソン・マンデラ他の政治犯の釈放、ANC他の反政府組織の合法化および結社の自由、非常事態宣言の解除と宣言下で逮捕された者の釈放、を認めることが必要である。
- (4) 経済制裁だけでは南ア白人の態度を変えることはできないので、アパルトヘイト廃止後の展望として、(a)南ア白人にアフリカ人の要求をよく理解させる方法を見出すこと。(b)白人が不当に犠牲にならないよう保証措置をとること。(c)白人とアフリカ人が、廃止後の政体について十分討議できるよう環境を整備すること。
- (5) これまでの南ア政府の「改革」は以下の根本問題に触れていない。(a)アフリカ人の参政権。(b)集団地域法、土地法、人口登録法の廃止。(c)すべての人に平等な法制度の確立。(d)「独立」ホームランドを廃止し、南アへ一

化すること。

ついで具体的行動計画として、次の勧告がなされた。

- (1) アメリカ政府は、南アの反政府組織と接触を深めること。
- (2) 政府のみならず、民間レベルでも積極的に交渉をもつべきであること。
- (3) 大統領の南ア政府との接触および國務長官の早期南ア訪問。
- (4) 以上と並行して、アパルトヘイト犠牲者であるアフリカ人に対し、特に教育、法律家養成の分野で援助し、またアメリカ系企業に対し、アフリカ人の住宅、職業訓練、小規模工業育成に関して努力するよう要請すべきである。

以上の勧告に対し、O・F・ビーバーとL・H・サリバンの2人は、もしも1987年10月までにアパルトヘイトが廃止されなければ、南アに対し全面的経済制裁を実施すべきであるという強い勧告を追加した。

3 マイノリティ報告書の勧告

J・R・デレンバック、L・S・イーグルバーガー、R・B・スミスは、以下のような別の勧告を行なった。

- (1) マジョリティ報告書の主張する経済制裁の強化は、アパルトヘイト廃止への最善の道ではない。
- (2) むしろ、南ア国内アフリカ人の救済と開発のプログラムを作成し、西側諸国とともに共同委員会を発足させて、その実施にあたるべきである。
- (3) 同プログラムの優先課題は、アフリカ人の教育、法制度の改革、住宅問題、アフリカ人企業家の育成である。

(はやし・こうじ/調査研究部)